

知って得する!
知らなさを損する!

損をしないための税務豆知識

◆シリーズ第4回◆

平成19年度税制改正

(平成20年3月以後決算を迎える法人の留意点)



平成19年4月1日以後の取引について適用

1. 減価償却制度

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)及び残存価額を廃止し、法定耐用年数の経過時点に1円(備忘価額)まで償却できるようになるとともに、定率法の算定方法として、250%定率法が導入されました。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した後、5年間で1円まで均等償却できるようになりました。

平成19年4月1日以後開始事業年度について適用

2. 特定同族会社の留保金課税制度

特定同族会社の留保金制度について、適用対象から資本金額または出資金の額が1億円以下の会社が除外されました。

3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度

実質的な一人会社(特殊支配同族会社)のオーナー役員への役員給与の一部を損金不算入とする制度について、適用除外基準である基準所得金額が1,600万円(改正前:800万円)に引き上げられました。

平成20年4月1日以後の取引について適用

4. リース取引関連税制

所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常行われているリース取引はこれに該当します。)について、これまで貸借処理が認められていましたが、平成20年4月1日以降はリース資産の売買があったものとして取り扱われることになりました。また、消費税の取扱いも売買があったものとして取り扱われることになり、リース取引を開始する事業年度においてリース総額が一括して仕入税額控除の対象になります。

区 分		改正前	改正後
ファイナンス ・リース取引	所有権移転 ファイナンス・リース取引	売買処理	売買処理
	所有権移転外 ファイナンス・リース取引	貸借処理	売買処理
	オペレーティング・リース取引	貸借処理	貸借処理

上記以外にも重要な改正が行われています。また、上記の内容はあくまで概略ですので、適用にあたっては十分な検討をお願いします。

その他ご不明な点、ご質問等ございましたら、最寄の税務署、顧問税理士等にご相談ください。

正確な知識に代わるものはない。自分自身を知り、自分のなすべきことを知り、自分の部下について知りなさい。

STEP
Vol.42

行本会計事務所通信



【ランドール・ジャコブ】

《発行元》
行本会計事務所 事業開発部
TEL : 0835-27-2700
FAX : 0835-22-1166
《発行日》
平成20年6月1日

～ 売上至上主義を抜けきれない経営者 ～

5分で読める
行本コラム

企業経営は売上を抜きにしては語ることはできません。しかしながら、売上だけが企業経営ではありません。売上が過度に重視されている企業で、健全な経営を維持し続けているものを私は見たことがありません。手前味噌で言うわけではありませんが、管理は売上と同等に重要なのです。とりわけ、経理の重要性は一際のものがあると思っています。経理を重視しないで、健全な経営は維持できません。

売上には、ふたつの側面を持っています。ひとつは、いくらで販売するかという側面で、ふ

たつには、売上債権をどのようにして回収するかという側面です。

まず、安売りならば極論すると誰でもできる、ということですから。何の戦略もなく、一定の粗利を確保しないで安売りするならば、ものは売れます。企業の生命線である利益を確保してこそ売上の意味が存在するのです。どれだけの、利益を確保して販売をしているのかを、常に配慮しておく必要があります。少しでも目を離すと、利益が確保されている売上であるか、あるいはそうでないのか判然としなくなります。売上至上主義の弊害は、粗利の確保が順調に推移しているか否か不明瞭にしてしまうことです。

つぎに、売上は債権が現金化

することによって初めて意味があるのであって、もの売ることに自体には重要性は薄いと見るべきです。債権回収ができない先は、お客様ではありません。売上至上主義の経営では、債権回収の視点を軽視しがちになってしまいます。それは結果的に、健全な経営を維持することは難しくなります。そこには、与信という考え方が必要となります。この点においても、管理の重要性がおろそかにならないようにする必要があります。

売上至上主義は企業再生の妨げになることが多いと思います。

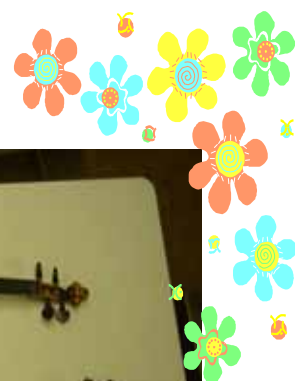


職員コラム Vol.16 『**ヴィオラ(弦楽器)**』 下村文子 (広島支店)

昨年11月に入社し、早いもので半年が過ぎました。

私はもともと心理学を専攻してきたため、まったく異なる分野出身なのですが、経験豊富な諸先輩方に助けられながら日々勉強中です。

この写真は、ヴィオラという弦楽器です。バイオリンよりもひと回り大きい楽器なのですが、残念ながらあまり知られていません。大学のサークルをきっかけに弾き始めたのですが、日々の上達がうれしく、最近も時間がとれるときに弾いています。



今日から始める「業務改善」

業務改善は一朝一夕に成果が出るものではありません。しかし、業務改善を後回しにしていると、内在している問題が顕在化します。さらにはその問題を解決するにはすでに手遅れという状態になる可能性があります。

今回は業務改善の中でも、経営の要となる「経理」改善をご紹介します。経理が処理機能だけでなく、経営管理機能としての経理となることを目標としてください。経理業務の効率化・合理化も含めて、経営管理としての経理業務の改善を行うことが「経理改善」であるといえます。御社も今日から始めてみませんか？



やめることはできないか？

いろいろな改善を考える前に、まずその業務の目的や価値を確認してください。

「前任者がしていたから(教えられたとおりにしています)」

「この資料、ファイリングするのはいいけど、このあと誰が見るんだろう…」

減らせないか？

価値の大きさをコストと比較して、業務遂行レベルを高めてください。(いわゆる費用対効果)

「会議資料だからと言って、毎月時間をかけて作っているが、本当にこの情報全てが必要なのだろうか？」

他のところではできないか？

なぜこの部署でするのか、という視点は、もっと集中すべきか、分散すべきかのヒントになります。

「A山さんは工作中いつも暇そうだけど、仕事ないのかなあ？それにひきかえ私は残業の日々… バランス悪くない？」

簡単にできないか？(機械化できないか？)

時間=コストです。
もっと速く、簡単に行うためにはどうすればいいかを考えてください。

「手書きで作っているこの表、パソコンで作成できれば速いのにな…」

「B支店からの資料、いつもFAXだから結局私がパソコンに入力しているのよね。メールで送ってほしいわ。」

ブラックボックスはないか？

その人以外にできる人がいないのは、会社レベルで考えても大きな問題です。改善では他の人でもできるように活動しましょう。

「もし私が急に寿退社することになったらどうなるんだろう…」

「C田さんの仕事ってC田さんにしかわからないから、お休みされると困るなあ。後輩にも教えればいいのか。」

業務改善の成果

行本会計事務所では、業務改善支援サービスを行っております。

この業務改善に取り組まれた経営者・社員の皆様から、

「手書きがなくなり、ミスが明らかに減った」

「夜遅くまで残業していたが、残業が減った」

「職員の会議に対する姿勢が変わった」

「見えるから次は何をすればいいのか解かりやすい」

「試算表作成が早くなったので、戦略的に経営できるようになった」

という嬉しいご感想をいただいています。



今回はこの「事務所通信 STEP」をご覧の方限定で、業務改善事例集(フローチャート)を無料プレゼントいたします。実際に行った業務改善を改善前・改善後のフローチャートにしています。詳しくは、同封の案内をご覧ください。

【お問合せ先】行本会計事務所 防府支店

TEL 0835-27-2700(担当:斉藤)

税務カレンダー

【6月】

- ・4月決算法人の確定申告
申告期限：6月30日
- ・10月決算法人の中間申告
申告期限：6月30日
- ・消費税の年額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告
申告期限：6月30日
-
- ・5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付
納期限：6月10日
-
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付
納期限：6月中において市町村の条例で定める日



【7月】

- ・5月決算法人の確定申告
申告期限：7月31日
- ・11月決算法人の中間申告
申告期限：7月31日
- ・消費税の年額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告
申告期限：7月31日
-
- ・6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
・納期の特例適用者の源泉所得税の納付（1月～6月分）
納期限：7月10日
-
- ・所得税の予定納税額の納付
納期限：7月31日
- ・所得税の予定納税額の減額申請
申請期限：7月31日
- ・固定資産税の第2期分の納付
納期限：7月中において市町村の条例で定める日

【8月】

- ・6月決算法人の確定申告
申告期限：9月1日
- ・12月決算法人の中間申告
申告期限：9月1日
- ・消費税の年額が400万円超の3月、9月、12月決算法人の3月ごとの中間申告
申告期限：9月1日
-
- ・7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限：8月11日
-
- ・個人事業者の19年分の消費税、地方消費税の中間申告
申告期限：9月1日
- ・個人事業税の納付
納期限：8月中において各都道府県の条例で定める日
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付
納期限：8月中において市町村の条例で定める日

その他の納税に関するご質問やご不明な点がございましたら、最寄の税務署が顧問税理士にご相談ください。

拠点紹介

中国、九州地区5市に拠点を置き活動しています



【山口本部】

山口市矢原642-26
TEL 083-925-1383
FAX 083-925-1349



【広島支店】

広島市中区大手町5-16-1
たかのばしハイツ2F
TEL 082-545-2320
FAX 082-545-2307



【防府支店】

防府市佐波1-13-1
TEL 0835-27-2700
FAX 0835-22-1166



【萩支店】

萩市大字椿2760-6
TEL 0838-24-0086
FAX 0838-24-0087



【福岡支店】

福岡市博多区博多駅東2-18-30
八重洲博多ビル5F
TEL 092-431-6650
FAX 092-431-6621

お名前、ご住所などの情報は、セミナーなどのご案内や弊社事務所通信のお届けなど、当社の営業活動に限り使用させていただきます。今後ご案内等が不要の場合は、大変恐れ入りますが下記に御社名を記入後、右下の欄に✓を入れ、この紙を折り目に沿って半分に切ってFAXでご返信ください。

御社名

FAX : 0835-22-1166 行本会計事務所 防府支店 今後案内等は不要ですので受け取りを拒否します

